○個人情報保護委員会告示第 号

次のように改正する。に基づき、及び同法を実施するため、特定個人情報保護評価指針(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号)の一部を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二十七条の規定

令和 年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

ないものは、これを加える。る対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていその標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げにより一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍

以 以 に を に に に に に に に に に に に に に	以 正汇
目次	目次
[第1~第5 略]	[第1~第5 同左]
第6 特定個人情報保護評価の実施時期	第6 特定個人情報保護評価の実施時期
[1・2 略]	[1・2 同左]
3 規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用について	[加える。]
(1) 新規保有時	
(2) 重要な変更	
[第7~第12 略]	[第7~第12 同左]
別表 [略]	別表 [同左]
[様式1~様式4 略]	[様式1~様式4 同左]
第1 [略]	第1 [同左]
第2 定義	第2 定義

改正前

「略]

「1~5 略〕

- 6 特定個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく 安全管理措置義務を負う特定個人情報に関する事態であって、次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの(配送事故等のうち 当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)をいう。
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個 人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成27年特定 個人情報保護委員会規則第5号)第2条第1号から第3号まで の各号に掲げる事態(当該事態における当該特定個人情報に係 る本人が当該評価実施機関の従業者であるものを除く。)のい ずれかに該当するもの
- (2) 同条第4号に掲げる事態のうち、当該特定個人情報に係る本 人(当該評価実施機関の従業者を除く。) の数が100人を超える もの
- 7 個人情報に関する重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全 管理措置義務を負う個人情報に関する事態であって、次の(1) から(3)までのいずれかに該当するもの(配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)又は 特定個人情報に関する重大事故に該当するものをいう。
- (1)個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保 護委員会規則第3号)第7条第1号から第3号までの各号又は

[同左]

「1~5 同左]

6 重大事故 評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は当該個人情報の本人(個人情報によって識別される特定の個人であって、当該評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のもの(配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く。)をいう。

「加える。〕

汝正後

第43条第1号から第3号までの各号若しくは第5号に掲げる事 態(当該事態における当該個人情報に係る本人が当該評価実施 機関の従業者であるものを除く。)のいずれかに該当するもの

- (2) 同規則第7条第4号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係 る本人(当該評価実施機関の従業者を除く。下記(3)におい て同じ。)の数が1,000人を超えるもの
- (3) 同規則第43条第4号に掲げる事態のうち、当該個人情報に係 る本人の数が100人を超えるもの

8~12 [略]

「第3・第4 略]

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

「1・2 略]

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護 評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、 委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書 の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要 に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

「(1)·(2)略]

(3) 全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は 、全項目評価書(様式4参照)を作成するものとする。

また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28 | また、行政機関等は、全項目評価書を作成後、番号法第28

7~11 「同左〕

「第3・第4 同左]

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

「1・2 同左]

3 特定個人情報保護評価書

しきい値判断の結果に従い、評価実施機関は特定個人情報保護 評価を実施し、次のとおり、特定個人情報保護評価書を作成し、 委員会に提出するものとする。その際、特定個人情報保護評価書 の記載事項を補足的に説明する資料を作成している場合は、必要 に応じて、当該特定個人情報保護評価書に添付する。

改正前

[(1)・(2)同左]

(3)全項目評価書

ア 行政機関等の場合

行政機関等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は 、全項目評価書(様式4参照)を作成するものとする。

条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原 則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合に は、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれ を短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条 の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な 方法によるものとする。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示 し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を 委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第

改正前

条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く国民の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第10条)。

全項目評価書を公示し国民からの意見を聴取する期間は原 則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合に は、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこれ を短縮することができる。

行政機関等は、番号法第28条第2項の規定に基づき、公示 し国民の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書を 委員会へ提出し、委員会による承認を受けるものとする。

イ 地方公共団体等の場合

地方公共団体等は、上記2(6)、(7)又は(8)の場合は、全項目評価書を作成するものとする。

また、地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目(下記(4)参照)については、この限りではない(規則第7条第

改正前

3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は 原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合 には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこ れを短縮することができる。

また、全項目評価書の公示の方法については、規則第9条 の2の規定に基づき、インターネットの利用その他の適切な 方法によるものとする。

なお、地方公共団体等が条例等に基づき住民等からの意見 聴取等の仕組みを定めている場合は、これによることもでき る。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がいないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によるよとができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分(下記(4)参照)を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検にお

3項)。

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は 原則として30日以上とする。ただし、特段の理由がある場合 には、全項目評価書においてその理由を明らかにした上でこ れを短縮することができる。また、地方公共団体等が条例等 に基づき住民等からの意見聴取等の仕組みを定めている場合 は、これによることができる。

地方公共団体等は、公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、第三者点検を受けるものとする。第三者点検の方法は、原則として、条例等に基づき地方公共団体が設置する個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検を受けるものとするが、これらの組織に個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家がいないなど、個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が困難な場合には、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によるよとができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分(下記(4)参照)を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検にお

いては、下記第10の1 (2) に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第 三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとす る。

(4) 「略]

[4·5 略]

- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期
 - 1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

[(1)・(2)略]

- 2 新規保有時以外
- (1) [略]
- (2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更(規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの)とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定め

改正前

いては、下記第10の1 (2) に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第 三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとす る。

(4) [同左]

[4・5 同左]

- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期
 - 1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価を実施するものとする。

[(1)・(2)同左]

- 2 新規保有時以外
- (1) [同左]
- (2) 重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更(規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの)とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定め

るものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が 直ちに重要な変更に当たるものではないが、特定個人情報に関 する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直 すことが想定され、この場合は、重要な変更に該当する。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変 更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人 情報保護評価を再実施するものとする。

[ア・イ 略]

[(3)·(4)略]

3 規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用について

(1) 新規保有時

規則第9条第2項の規定に基づき、災害その他やむを得えない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、特定個人情報ファイルを保有した後速やかに特定個人情報保護評価を実施(以下第6の3において「事後評価」と

改正前

るものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等 の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考 えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更は、重 要な変更には当たらないものとする。

この指針の別表に定めるとおり、重大事故の発生それ自体が 直ちに重要な変更に当たるものではないが、特定個人情報に関 する重大事故の発生に伴い評価実施機関がリスク対策等を見直 すことが想定され、この場合は、重要な変更に該当する。

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

[ア・イ 同左]

[(3)·(4)同左]

[加える。]

 製用

 製工

いう。) することとされている。

ただし、特定個人情報保護評価の目的が事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保であることを踏まえ、例えば、評価実施機関が新たに特定個人情報ファイルを保有する事務を行う場合において当該事務と本人の範囲及び特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスが類似する事務を過去に反復して実施しているとき等、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は、当該特定個人情報ファイルの保有に一定の緊急性があるときであっても、原則どおり、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施(以下第6の3において「事前評価」という。)するものとする。

また、事前評価が困難である場合についても、特定個人情報 保護評価を実施することが困難であった状態が解消された時点 などの適切な時期において、可及的速やかに事後評価を実施す るものとする。

(2) 重要な変更

特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、上記(1)と同様とする。この場合において、上記(1)中「特定個人情報ファイルを保有する」とあるのは「特定個人情報ファイルに重要な変更を加える」と、「特定個人情報ファイルに重要な変更を加える」と、「特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後」とあるのは「特定個人情報保護評価を実施」とあるのは「特定個人情報保護評価を再実施」と、「当該特

改正後	松 川恒				
定個人情報ファイルの保有に」とあるのは「当該特定個人情報 ファイルに対して加える重要な変更に」と読み替えるものとす					
<u>る。</u> [第7~第12 略] 別表 [略]	[第7~第12 同左] 別表 [同左]				
様式1 [略] 様式2 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	様式1 [同左] 様式2 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)				
特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 表紙 [略] I 関連情報	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書) 表紙 [同左] I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要				
③システムの名称 2. 特定個人情報ファイル名	③システムの名称 2. 特定個人情報ファイル名				
3. 個人番号の利用	3. 個人番号の利用				
法令上の根拠4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
(選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	(選択肢> 1) 実施する (2) 実施しない 3) 未定				

改正後	农 川怎				
②法令上の根拠	②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署	5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	①部署				
②所属長の役職名	②所属長の役職名				
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	請求先				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	連絡先				
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	<u> </u>				
適用した理由					
<u> </u>	[Ⅱ・Ⅲ 同左]				
IV リスク対策	IV リスク対策				
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類				
<選択肢>	<選択肢>				
[1) 基礎項目評価書	[] 基礎項目評価書				
2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書				
3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全				
項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く				
。)	。)				
目的外の入手が行われる <選択肢>	目的外の入手が行われる <選択肢>				
リスクへの対策は十分か [] 1) 特に力を入れている	リスクへの対策は十分か [] 1) 特に力を入れている				

	数正	正後				改正	丰温	
			2) 十分である3) 課題が残されている					 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事			<選択肢>	目的を超えた紐付け、事				<選択肢>
務に必要のない情報との	[]	1) 特に力を入れている	務に必要のない情報との]	1) 特に力を入れている
紐付けが行われるリスク			2) 十分である	紐付けが行われるリスク				2) 十分である
への対策は十分か			3) 課題が残されている	への対策は十分か				3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、			<選択肢>	権限のない者(元職員、				<選択肢>
アクセス権限のない職員	[]	1) 特に力を入れている	アクセス権限のない職員]	1) 特に力を入れている
等)によって不正に使用			2) 十分である	等)によって不正に使用				2) 十分である
されるリスクへの対策は			3) 課題が残されている	されるリスクへの対策は				3) 課題が残されている
十分か				十分か				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託	[]委託しない	4. 特定個人情報ファイルの	の取	扱いの委	託	[]委託しない
委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は 十分か	Е]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	委託先における不正な使 用等のリスクへの対策は 十分か		[]	<選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・利	 移転(委託や	↑情報排	是供ネットワークシステムを通じ	5. 特定個人情報の提供・	移転	: (委託や	情報	是供ネットワークシステムを通じ
た提供を除く。)	,, ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		[]提供・移転しない	た提供を除く。)		. (21.11- 1	.,.	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十 分か	С]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十 分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークミ	ンステムとの	接続		6. 情報提供ネットワーク	シス	テムとの	接続	
[] <u>1</u>	妾続しない(入手)	[]接続しない(提供)	[] {	接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

	改正後					改正消	
		3) 課題が残されている					3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である		不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		3) 課題が残されている		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・注	· 肖去			7. 特定個人情報の保管・注	肖去		
特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスクへの対 策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスクへの対 策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	[] 人手を介在させる作業はない		8. 監査			
人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である		実施の有無 9. 従業者に対する教育・見	查]自己点検	[]内部監査 []外部監
		3) 課題が残されている					<選択肢>
判断の根拠 9. 監査				従業者に対する教育・啓 発	[]	 特に力を入れて行っている 十分に行っている
実施の有無	[]自己点検	[] 内部監査 [] 外部監					3) 十分に行っていない
10. 従業者に対する教育・原	Y						
従業者に対する教育・啓 発	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考え	えられる対策						
	[]全項目	評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考え	[]					
られる対策	<選択肢>][

	牧正後	
当該対策は十分か【再掲】	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> [] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	T-5) 1—7 / NIE
判断の根拠		
変更箇所 [略]		変更箇所 [同左]
[様式3・様式4 略]		[様式3・様式4 同左]

至 三

(冤行野口)

- (径過措置)第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式2の改正規定については、令和六年十月一日から施行する。
- よる攻正後の特定個人情報保護評価指針(以下「新指針」という。)第2の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。針(以下「旧指針」という。)第2の6に該当しないものに対する第5の2(3)及び(6)の適用については、この告示に第二条 この告示の施行前に発生した特定個人情報に関する重大事故であってこの告示による改正前の特定個人情報保護評価指
- の7の規定にかかわらず、様式3mの7多の欄又は様式4mの7多の欄にこれを記載することを要しない。2 この告示の施行前に発生した個人情報に関する重大事故であって旧指針第2の6に該当しないものについては、新指針第2
- ず、なお従前の例によることができる。項目評価書については、当該改正規定の施行の日から起算して一年六月を経過する日までの間は、新指針の様式2にかかわら3 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に旧指針の規定(第5の5後段の規定を除く。)により公表されている基礎
- は、新指針の様式2にかかわらず、なお従前の例による。4 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に旧指針第5の5後段の規定により公表されている基礎項目評価書について